

3 5 障害者の保護者の万が一に備えるためには

障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障害となったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とした「心身障害者扶養共済制度」があります。

1 加入資格

- (1) 県内に住所が有り、年齢が65歳未満であること。
- (2) 生命保険に加入できる健康状態であること。
- (3) 次のような障害のある方を持つ保護者。

イ 知的障害者

ロ 身体障害者手帳1～3級を所持する方

ハ 精神又は身体に永続的な障害（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）がありその程度がイ及びロと同程度の方

2 掛金（月額、加入口数、加入期間など）

掛金（保険料）の月額は、加入時の年齢によって異なります。なお、2口まで加入できます。

掛金は加入日から20年かつ加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間まで払い込む必要があります。

3 年金の支給

加入者が死亡又は重度障害になったときは、その月から障害者に対し、一生涯毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。なお、加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合は一時金として弔慰金が支給されます。

4 掛金の減免

加入者の世帯の所得の状況や非常災害による被害の程度によって掛金が免除又は減額される場合があります。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538